DX認定制度
申請から認定取得までの期間について

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

初版：2021年10月4日
第２版：2026年6月11日

改訂履歴

版数	改訂日	改訂内容
初版	2021年10月4日	初版公開
第2版	2026年6月11日	一部表現を改訂

申請から認定取得までの期間について（１）

■ 審査期間（標準処理期間）について

● 審査期間（標準処理期間）

２ヶ月という意味ではありませんので
必ず次ページ以降をご確認ください。

IPAでの審査後、経済産業省で認定を行います。
申請受理後、認定結果の通知までの期間（標準処理期間）は60日です。

認定は月ごとに決裁を行い、翌月初旬に公表をしております。
毎月15日ごろに審査を締め、認定結果はIPAから翌月初旬に通知いたします。
(締日は休日の関係で前後します)

※標準処理期間には、次のような期間は算入されません。

- IPA又は経済産業省の執務が行われない休日
  (土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで)
- 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

※申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間が60日を超えることもありますので、ご留意ください。

申請から認定取得までの期間について（２）

■ 申請から認定取得までは、通常 約４カ月以上 としてご計画を！

標準処理期間：60日は、実カレンダー上で約3ヶ月となります。

- 土日祝日等を含まない日数のため、２ヶ月後ではありません。
  ※上図の日付は、60日後を例示しております。
- 新規の申請事業者や、申請不備による再申請の増加により、申請をいただいても、すぐには審査に入れない状況となることがあることも含め、当期間内にて処理できるように定めております。
- さらに多くの申請が集中した場合などにおいて、60日を超えるケースもあります。

⊕

審査の締日(通常15日ごろ)との兼ね合いで、さらに１ヶ月ずれることがあります。

上記の日付例では、
- 審査合格日が12/10で、締日が12/10の場合、2022/1/1付認定となります。
- 審査合格日が12/13の場合、2022/2/1付認定となります。
  その場合、通常でも約4ヶ月かかることとなります。

申請から認定取得までの期間について（３）

■ 不備連絡～再申請がある場合の認定取得までの例

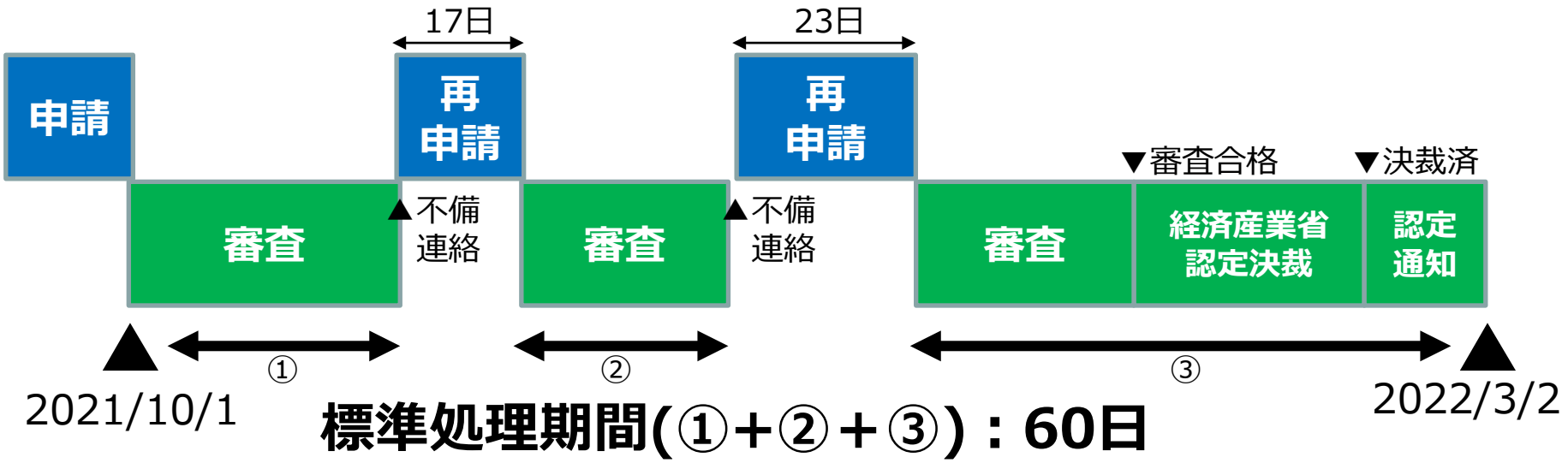

標準処理期間(①＋②＋③)：60日

標準処理期間：60日には、再申請の準備中の期間は含まれません。

- 不備内容に応じて再申請の準備に時間を要することが想定されます。上記は2回の再申請の準備期間に合計40日を要した場合の例です。
- 不備内容が多いことで、審査側からの不備連絡の内容の作成に時間を要するケースもあります。

上記の日付例では、
- 審査合格日が2/10で、締日が2/10の場合、2022/3/1付認定となります。
- 審査合格日が2/14の場合、2022/4/1付認定となります。その場合、約6ヶ月かかることとなります。

申請要項での認定基準等（特に公表状況など）の確認と準備の上で、申請書類に不備のない形で申請されることが重要となります。